

# 新潟市がん患者アピアランスサポート事業 Q&A

R6.7.1修正

1. 助成対象者について		
1-1	年齢や性別に制限はありますか。	制限はありません。
1-2	助成対象者が学生で未成年（18歳未満）です。親権者と住所が異なりますが、対象になりますか。	助成対象者の住所が市内で、法定代理人（親権者）の住所が市外にある場合、助成対象者の要件を満たしているため対象です。 助成対象者の住所が市外で、法定代理人（親権者）の住所が市内にある場合、親権者の経済的負担を軽減する観点から対象とします。
1-3	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
2. 申請について		
2-1	助成対象者が未成年（18歳未満）ですが、申請できますか。	法定代理人（親権者）が申請してください。
2-2	助成対象者の家族は申請者になれますか。	申請者は助成対象者としてください。
2-3	助成対象者が亡くなった後に、家族や相続人が申請できますか。	助成対象者が亡くなった後は、対象要件を満たさないため、申請はできません。 申請後に亡くなった場合は、既に申請済みですので助成金は支払われません。
2-4	アピアランスケア用具を購入後、いつまで申請できますか。	4月～12月に購入した場合は、その年度内（翌年の3月31日）までに申請してください。 1月～3月に購入した場合は、購入日の翌日から90日以内に申請してください。
2-5	2つの区分で申請したいと思いますが、一括での申請が必要ですか。	一括でも別々でも申請できますが、申請は区分ごとに1回までです。
2-6	前回の申請では、区分の上限額に達しませんでした。2回目の申請はできますか。	申請は区分ごとに1回までです。助成額が上限に達していない場合でも、2回目の申請はできません。
2-7	複数回に分けて購入した用具を一括で申請できますか。	申請できます。申請期限は1番最初の購入日が基準となりますのでご注意ください。
2-8	購入代金を分割払い中ですが、申請できますか。	全額を支払った用具が申請対象となります。分割払い中で一部未払いがある場合は、申請対象外です。全額支払った後に申請してください。
2-9	新潟市へ転入前に他の自治体で同様の助成を受けました。新潟市でも申請できますか。	他の自治体で既に助成を受けた同一の用具については、二重で新潟市に申請はできません。

2-10	市税に未納がありますが、申請できますか。	市税に未納がある場合は、新潟市制度用の納税証明書が発行されないため申請できません。完納後に申請してください。
2-11	販売店など事業者が代理で申請書を提出できますか。	事業者が代理で提出することはできません。
2-12	申請者が窓口に行けません。どうしたらいいですか。	郵送で書類を提出してください。または、ご家族が窓口で手続きすることもできます。
<b>3. 助成対象用具・費用の範囲について</b>		
3-1	ウィッグは医療用に限定されますか。	医療用かどうかは問いません。アピアランスケアのために使用するものであれば対象です。
3-2	ウィッグのメンテナンス用品（スタンド、ブラシ、シャンプー、クリーナー等）は対象ですか。	対象外です。
3-3	ウィッグ本体とセットになっているメンテナンス用品（ウィッグに同梱されているブラシやスタンド、ウィッグとシャンプーをセット商品として販売しているもの）は対象ですか。	一体として販売され、分離できないものは対象とします。判断が難しい場合は、事前にお問い合わせください。
3-4	胸部補整具の補整下着は、専門商品として販売されているものだけが対象ですか。	補整用として使用できる下着であれば対象です。専門商品かどうかは問いません
3-5	購入数に制限はありますか。	どの区分も数量の制限はありませんが、助成には上限額があります。
3-6	購入当初の調整費用は対象ですか。	納品時のウィッグのカットや補整具の調整費用は、当初購入費用の一部とみなすため対象です。購入時以外の調整費用は対象外です。
3-7	修理費用は対象ですか。	対象外です。
3-8	通信販売やネット注文で購入したものは対象ですか。	対象です。
3-9	複数店舗で購入した場合、すべて対象となりますか。	対象です。各店舗での購入分をまとめて申請してください。申請は区分ごとに1回までです。
3-10	購入に要した交通費やネット注文の送料、振込手数料は対象ですか。	対象外です。
3-11	購入時にポイントやクーポン等を使った場合、販売価格が助成対象額となりますか。	販売価格ではなく、ポイントやクーポン等で値引き後の実際の支払額が助成対象額となります。
3-12	レンタルやリースの場合は対象ですか。	対象外です。用具を購入した場合のみ対象です。

3-13	製作費（自分で作った材料費等）は対象ですか。	対象外です。用具を購入した場合のみ対象です。
3-14	数年前に手術し、その後継続して補整下着を使用しています。痛んできたので買い替えますが対象ですか。	過去の治療でも、現在、アピアランスケアのために必要で購入した用具は対象です。
<b>4. 添付書類について</b>		
4-1	領収書の様式は決まっていますか。	様式は決まっていますが、宛名、購入日、購入金額、金額の内訳、アピアランスケア用具の名称（種類）、発行者がわかるものが必要です。 金額のみの領収書は、上記が確認できる納品書等の添付が必要です。
4-2	領収書を紛失しました。添付しなくてもよいですか。	申請に領収書の添付は必須です。 代金受取払いで配送会社の領収書を紛失した場合は、用具の購入先へ問い合わせてください。
4-3	領収書はクレジットカードの売上票でよろしいですか。	金額のみの記載では受付できません。 宛名、購入日、購入金額、金額の内訳、用具の名称（種類）が確認できる納品書等の添付が必要です。
4-4	明細書や納品書は領収書の代わりになりますか。	明細書や納品書では受付できません。購入先が発行した、宛名、購入日、購入金額、金額の内訳、用具の名称（種類）、発行者の記載がある領収書の添付が必要です。
4-5	領収書の宛名が助成対象者（申請者）と異なりますが、申請できますか。	申出書の提出が必要です。申出書は申請窓口に用意しています。
4-6	領収書の原本は返却されますか。	領収書は原本または写しを提出してください。提出された書類の返却は致しかねます。
4-7	数年前の治療のため、治療内容の分かる書類がありませんが、申請できますか。	過去の治療のため、治療内容の分かる書類がお手元にない場合は、事前にご相談ください。
4-8	がんの治療内容が確認できる書類とは診断書ですか。	治療が原因でアピアランスの変化が生じたことがわかる書類（治療計画書、使用した薬剤の種類がわかる処方箋、診療明細書等）が必要です。 申請のために、新たに診断書を取得する必要はありませんが、既に診断書がお手元にあり、記載内容から治療内容が確認できる場合は、添付書類と使うことはできます。
4-9	助成対象者が未成年の場合は、誰の納税証明書が必要ですか。	助成対象者が未成年の場合は、申請者（親権者）の納税証明書を添付してください。 ただし、親権者の住所が市外の場合は不要です。

4-10	市外から転入してきたばかりですが、納税証明書の添付は必要ですか。	市外から転入された方も、新潟市制度用の納税証明書の添付が必要です。課税の有無に関わらず、新潟市に住民票があれば発行されます。
4-11	納税証明書に有効期限はありますか。	発行日から概ね1か月以内のものを提出してください。
4-12	振込先口座の通帳ではなくキャッシュカードの写しで申請できますか。	必要事項が確認できれば可能です。
4-13	未成年者の場合、誰の口座情報が必要ですか。	申請者（親権者）の口座が必要です。
4-14	購入した用具の写真は必要ですか。	写真の添付は不要です。
<b>5. その他</b>		
5-1	治療に入る前にウィッグ等を購入した場合は対象となりますか。	治療計画書等により、アピアランスに変化を生じることが見込まれることが確認できれば対象です。事前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 新潟市保健衛生部保健所健康増進課 がん検診推進担当

TEL:025-212-8162

FAX:025-246-5671

E-Mail:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp